

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月8日まで

私は、昭和49年5月にA社に入社し、同年10月から同社の関連会社であるB社に異動した。異動の前後を通じて継続して勤務していた上、業務の内容は同じであり、厚生年金保険料も毎月控除されていた。

ねんきん特別便では、昭和49年9月に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、提出した給与支給表のとおり、厚生年金保険料は毎月控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した給与支給表などから判断すると、申立人が昭和49年5月13日から現在までの期間において、A社及び同社の関連会社に勤務し（昭和49年10月8日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び申立人が提出した給与支給表で確認できる厚生年金保険料の控除額から、5万2,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、関係書類は保管しておらず不明としているが、申立事業所が保管するC健康保険組合の健康保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人の資格喪失日が「昭和49年9月30日」と記載されていることが確認できるところ、申立事業所は、「当時、被保険者資格喪失確認通知書について、社会保険事務所（当時）への届出と健保組合への届出は複写式であった。」と回答していることから、事業主が昭和49年9月30日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 38 年 4 月 21 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務しており、業務に従事していた。A社は大手会社の下請けの仕事をしており、従業員5人ほどの小さな商店だった。辞める時に脱退手当金の説明は無かったし、自分で請求したことも無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和40年3月29日に支給決定されたこととなっている上、申立期間の事業所の全被保険者12人のうち、脱退手当金の受給資格要件を満たす者は5人いるところ、オンライン記録により脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人一人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年7月*日に婚姻し、改姓しており、当該婚姻日から脱退手当金の支給決定日までの期間が約20か月であることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期において、申立人は既に国民年金に加入し、夫と共に国民年金保険料を現年度納付していることから、申立人に公的年金を通算する意思がうかがえ、申立人

がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から27年5月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していた。結婚のため退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、請求したことも無いと思うので、脱退手当金を受給したこととされていることに納得がいかない。

特に、当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を年金事務所で確認したが、旧姓である上、誤った名前で記録されていることが分かり、適正な記録管理がなされていなかったのではないかと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を除く申立人の前後合わせて100人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、脱退手当金の受給資格要件を満たす女性は3人で、このうち、オンライン記録において脱退手当金の支給記録がある者は確認できない。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和27年8月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、同払出簿及び同名簿は、誤った名前で記載されており、申立人の年金記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、年金受給の手続の際、申立期間が脱退手当金として支給されていることを知った。

A事業所を退職した時は脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、4回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間は47か月間と長期間であり、申立人が脱退手当金を請求した場合、これを失念するとは考え難い。

また、A事業所の被保険者原票において、申立人以外に、申立人の被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性の被保険者36人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は1人のみであり、当該事業所において代理請求がなされたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給されたこととされているが、受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得していた同僚のうち、経理事務担当者を含めた複数の者は、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていなかった旨の供述を行っていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は昭和 37 年 3 月 15 日に支給されたこととなっているところ、申立人は、同年 10 月 1 日に申立期間に勤務していた事業所と同一の事業所において、再度、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者期間とされていない申立期間直後の期間についても申立人は当該事業所を離職した覚えは無い旨供述していることを踏まえると、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度発足後であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料も全て納付している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 2 日から 49 年 5 月 1 日まで
私は、A社B支社に勤務していたが、子育てに専念するために退職した。
脱退手当金を受給した記憶は無く、請求したことも無いと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人を含む申立人の前後合わせて 100 人を見ると、女性は 86 人であり、このうち脱退手当金の受給資格要件を満たしている者は 22 人で、脱退手当金の支給記録のある者は 3 人であること、及び申立人と同時期に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、脱退手当金について会社から説明を受けておらず受領もしていない旨供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求を行っていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人がこれを失念して請求するとは考え難く、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、昭和 49 年 12 月 13 日に支給決定されたこととなっているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の氏名について変更処理が行われず旧姓のままとなっていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は支給決定の

1年8か月前の48年4月*日に婚姻し、改姓していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとされる昭和49年12月の国民年金保険料を現年度納付しており、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 21 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 9 月 12 日に A 社に入社し、同年 10 月 20 日に B 社に転勤となり、事務職として勤務した。その後、自ら現場の仕事が経験したいと申し出て、45 年 5 月 21 日から C 社に転勤し、幹部見習いとして 46 年 3 月 31 日まで勤務した。

年金事務所の記録では、C 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、同社で勤務していたことは間違いないので申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和 45 年 5 月 21 日から 46 年 3 月 20 日までの期間において、C 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 社は、「被保険者資格取得届の控えが残っているが、その中に申立人の氏名は確認できない。被保険者資格取得届の控え以外に申立期間に係る従業員名簿等の関係資料は保存していないが、申立期間当時、役員及び事務職の社員のみ厚生年金保険に加入させており、店舗勤務の社員は昭和 49 年 3 月に厚生年金保険に加入させた。」と供述しているところ、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 49 年 3 月 19 日に 91 人が新たに被保険者資格を取得していることが確認でき、当該人数は申立人及び同僚が記憶する店舗勤務の社員数とおおむね一致している。

また、供述が得られた同僚 21 人のうち申立人を記憶する 5 人全員が、「申立人は、店舗に勤務する社員だった。」と供述しているところ、21 人のうち 4 人

が、「店舗に勤務する社員は昭和 49 年 3 月分から厚生年金保険料を控除されるようになった。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月から31年7月まで
② 昭和32年10月から33年3月まで
③ 昭和33年11月から35年3月まで

申立期間①及び②について、私は、A市に所在したB事業所及びC事業所に勤務していたが、B事業所とC事業所のどちらで先に勤務したか記憶していない。

申立期間③については、D市に所在したE事業所に勤務していたので、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「A市に所在したB事業所及びC事業所に勤務していた。」としているところ、B社については商業登記簿謄本において法人登記されていたことが確認できず、適用事業所名簿から厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚等について記憶していないことから、申立人のB事業所における勤務実態について確認することができない。

また、C事業所については、適用事業所名簿から、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、C事業所は、「当時の資料が無く不明。」としており、当時の事業主の連絡先も不明である上、申立人は上司、同僚等の氏名を記憶していないため、申立人の当該事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料

の控除の状況等について確認することができない。

- 2 申立期間③について、申立人は、「D市に所在したE事業所に勤務していた。」としているが、適用事業所名簿から、E事業所が厚生年金保険適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、申立事業所の事業主、同僚等の氏名及び具体的な所在地を記憶していないことから、申立事業所での勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

なお、適用事業所名簿からD市に申立事業所と類似した名称である「F社」の事業所が確認できるが、同社は、平成19年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間③当時は、適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、同社の事業主は、「当時はG事業所という名称でありE事業所ではなかった。当時は、社会保険に加入していなかったため、厚生年金保険料の控除もしていなかった。私の母親にも確認したが、申立人についての記憶は無いとのことであった。」と供述している。

- 3 全ての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月7日から32年4月16日まで
② 昭和35年1月13日から同年7月27日まで

私は、両申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無い。脱退手当金を支給したとする日においては、第一子がまだ小さかったこともあり、外出などできない状況であった。しかしながら、年金事務所の記録では当該期間について脱退手当金を受給したとされている。

両申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、事業所を退職した約1年後の昭和36年7月14日に重複整理の手続がとられたことが健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されており、両申立期間の脱退手当金が同年10月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、両申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済 36.9.8」というゴム印が押されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 25 日から 41 年 7 月 1 日まで

私は、年金受給手続の際、申立期間については脱退手当金として支給され、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことを知った。

A事業所を退職した時は、脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を管轄するB年金事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が保管されているところ、被保険者資格喪失直後の昭和 41 年 7 月 7 日に当該裁定請求書が受け付けられており、当該年金事務所に当時脱退手当金の請求時に必要であった申立人に係る戸籍抄本が保管されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱 ○○」「41. 9. 12」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 10 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 31 日まで

私は、平成 20 年 11 月に年金記録の確認を行った際、申立期間について脱退手当金が支給されたこととされていることを知った。

申立期間後に勤務した事業所を退職した際に、脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ請求手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立人を含め脱退手当金の支給記録がある同僚の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 4 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間の事業所を承継する事業所は、「当時の担当者によると、退職する者に対し脱退手当金の受給を勧めるような説明を行っており、請求手続についても従業員に代わって事業所が行っていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされていた可能

性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 5 日から 39 年 8 月 5 日まで

日本年金機構からはがきが届き、A社での勤務期間について、脱退手当金を受給したとされていることを知った。

しかし、私は、当時脱退手当金の制度も知らなかった上、脱退手当金を受給した記憶も無く、また退職後に会社から送金を受けた覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日が申立人の資格喪失日の前後2年以内で、脱退手当金の受給資格要件を満たす女性は申立人も含めて26人確認されるが、当該26人全員について同社での脱退手当金受給記録が確認でき、このうちの23人が4か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できる上、同社は、「女性は再就職される方が少ないのが一般的であったため、脱退手当金の受給を勧めた上で会社が代理請求を行い、退職金に合わせて脱退手当金を支払っていた。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人を含め脱退手当金の支給記録があるほぼ全ての同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月1日から同年6月1日まで
② 昭和30年11月5日から34年12月1日まで

日本年金機構からはがき案内で、申立期間に勤務していたA社及びB社については、脱退手当金を受給したとされていることが分かった。

しかし、当時、私は脱退手当金の制度も知らなかった上、脱退手当金を受け取った記憶も無く、また退職後に会社から送金を受けたことも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日が申立人の資格喪失日の前後2年以内で、脱退手当金の受給資格要件を満たす女性は申立人も含めて10人確認されるが、この10人全てが同社で脱退手当金受給記録が確認でき、このうち7人が6か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できる上、同僚の一人が、「退職する時に、脱退手当金として会社から渡された。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A社及びB社の脱退手当金支給に必要な標準報酬月額が集計され、裁定庁へ回答したことをうかがわせる「35. 3. 16 回答済」の表示が記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 11 月から 7 年 4 月まで
② 平成 7 年 5 月から 10 年 7 月まで

私は、両申立期間において、A社の所有する船舶に乗り組んでいた。

両申立期間の給与は約 50 万円であったが、年金事務所の記録では、申立期間①の標準報酬月額が 30 万円、申立期間②の標準報酬月額が 32 万円とされている。

私は、給与明細書を所持しているので、両申立期間について、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁(当時)の記録を上回る場合である。

申立人が所持する両申立期間に係る給与明細書(平成 10 年 7 月分を除く。)から、給与支給額に見合う標準報酬月額がA社に係るオンライン記録における

標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、A社は、「船員の報酬月額は、全員一律で届け出ていた。」と説明しているところ、オンライン記録において、申立期間に同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 20 人の記録を見ると、代表取締役を除く 19 人の標準報酬月額が、申立人の記録と同様に、申立期間①が 30 万円、申立期間②が 32 万円とされていることが確認できる。

また、両申立期間について、前述の給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る A 社のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が、給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月12日から28年2月1日まで

私は、A県に所在したB社を退職後に脱退手当金が支給されていることとされているが、脱退手当金を請求又は受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給された旨のゴム印が押されているとともに、支給期間及び支給金額が記載されており、これらの記載事項に不自然な点は見られない。

また、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、昭和29年5月1日以前においては、女性への脱退手当金支給要件は、「厚生年金保険被保険者期間が6月以上20年未満の女性が婚姻又は分娩のために資格を喪失した時」とされているところ、申立人は、婚姻のために退職した旨を供述しており、申立人の戸籍謄本においても、婚姻日は申立期間の事業所を退職する約2週間前であることが確認でき、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 8 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、勤務中に事故に遭い実家に戻った。年金事務所の記録では、申立期間について脱退手当金を受給したととされているが、同社を辞める時に脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社に勤務していた同僚の一人は、「退職する時に、会社から一時金として受け取るか、そのままにして置くかの説明を受けた。」と回答している。

また、申立期間であるA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給事務が行われたことを示す日付の記載された「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和43年2月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和45年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間は国民年金の強制加入期間であったものの、国民年金に加入していないことがオンライン記録により確認できることから、その当時、申立人に公的年金を通算する意思はいかたがえず、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

私は、A社を結婚のため退職したが、当該期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無く、請求したことも無いと思う。しかし、年金事務所の記録では、当該期間については脱退手当金が既に支給されたこととされていることが分かった。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を除く申立人の前後合わせて 100 人のうち、脱退手当金の受給資格要件を満たす者は 40 人いるところ、このうち 23 人は脱退手当金の支給記録が確認できる上、22 人は同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失してから 6 か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できること、及び同僚の一人は当該事業所の代理請求により脱退手当金を受給した旨供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失から約 1 か月後に脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 16 日から 41 年 5 月 27 日まで

私は、60 歳になった時、社会保険事務所（当時）で年金記録の確認をしたところ、A社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金が支給済みと説明を受けた。

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」を表示することとされており、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できる。

また、A社を管轄する社会保険事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書が保管されているところ、当該請求書には、昭和 41 年 9 月に脱退手当金を送付した旨の押印が確認できる上、当該裁定請求書に記載されている「住所」欄には、申立人の実家の住所が記入されていること、及び当該書面には、脱退手当金の送付先として当該住所地の最寄りの郵便局名が記されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 9 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 17 日から 40 年 3 月 27 日まで
申立期間に係る脱退手当金について、年金事務所の記録では支給されたこととされているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び押印が確認できる上、脱退手当金計算書には、申立期間に係る脱退手当金が昭和 43 年 4 月 30 日に当該裁定請求書の「住所」欄に記載されている住所地（申立人が申立期間当時住んでいたと供述する住所地）の最寄りの郵便局に送金されたことが記録されている。

また、前述の脱退手当金裁定請求書に係る厚生年金保険被保険者記録（回答）によると、社会保険事務所（当時）が、申立期間に係る脱退手当金の裁定のため、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録を社会保険庁年金保険部業務課（当時）に照会し、その回答を昭和 43 年 3 月 5 日に受けていることが確認でき、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。